

新型コロナによる影響を受けている方への県営住宅入居について

兵庫県では、新型コロナ感染症の影響により、解雇や離職された方、民間賃貸住宅の家賃が支払えない方等を対象に、住まいの確保を支援します。

通常の入居の場合		新型コロナによる影響を受けた方の入居
入居要件	① 住宅困窮要件 ② 収入要件 ③ 同居親族要件 ④ 県内在住・在勤	解雇・離職者 収入減少者 低所得者
		} は、②を除き、不要 ※ 低所得者とは、感染症拡大で就職ができない者、民間賃貸住宅の家賃が支払えるだけの収入がない者など。 ※ 県外可、若年単身も可
入居期間	—	原則1年以内
家賃	応能応益家賃	
減免	入居3か月後から減免申請可	・ 入居時から減免申請可 ・ 当初3か月分は徴収猶予申請可
敷金	3か月分	不要
入居手続	—	離職証明書等で確認。 状況に応じて、離職証明書や住民票の提出は不要とし（コロナによるホームレスも受入可）、給与明細書等による収入状況等の確認等により迅速に手続
その他	光熱水費、共益費、駐車場利用料（利用する場合）は、自己負担	